

**平成24年度 第2回 京都市環境審議会
議事摘録**

日 時 平成25年3月25日（月） 14時00分～15時45分
場 所 京都商工会議所 第1～3教室
出席者 内藤会長，浅岡委員，石野委員，板倉委員，小川委員，外池氏（奥原委員代理），小幡委員，笠原委員，菊池委員，北村委員，塩路委員，杵本委員，徳地委員，牧野委員，松井委員，村瀬委員，山内委員，山舗委員，湯本委員，吉村委員
欠席者 池坊委員，内田委員，大久保委員，大里委員，在間委員，島田委員，武田委員，長畑委員，仁連委員，深尾委員，松尾委員，諸富委員

内容

1 開会

2 環境政策局長挨拶

3 議題

（1）京都市の生物多様性保全の在り方に関する検討について

・事務局から資料1について説明

（内藤会長）資料1を説明いただいた。質問，意見があればお願いしたい。

（杵本委員）1点目は，京都市域をメッシュで区切った動物・植物の調査を行っているのか。行っていないければ，今後，実施する予定はあるのか。

2点目は，「生物多様性」は地球規模の環境問題であり，京都だけで捉えられる問題ではない。我々の経済活動，消費や生産が生物多様性に，どういった影響を与えているのかという視点で生物多様性について考えていくことを，今後の検討の方向性として位置づけるべきと思われる。

3点目は，気候変動と生物多様性との相関関係の視点も入れたらどうかと思う。

（臼居環境企画部担当部長）生物調査に関しては，メッシュを細かく区切って調査を行うのが理想だが，予算等の関係上難しい。そこで，例えば，御所など京都を代表するエリアの情報を，既存調査の文献から収集している。その他のエリアを補完的に調査することを考えてはいるが，事業化の予定はない。京都市内を市街地，農耕地など，ゾーン割りをを行い，どのような生物が生息しているのか，データを収集したいと考えている。

（杵本委員）1985年前後に，市内をメッシュで区切った植生調査，野生生物の生息調査を実施したことがある。その調査結果と現在を比較することで変化が見える可能性がある。既存のデータを活用すべきである。

もう1点は北九州市の事例だが，市民に同じ場所の自然風景を毎年，数回，写真撮影してもらい，ウェブサイトに掲載する取組がなされている。廃棄物の不法投棄などがすぐに明らかになる。市民参加のケーススタディとして検討してはどうかと思う。

（臼居部長）市内をメッシュで区切った調査については，30年近く前の調査であるが，増加し

た種、減少した種を比較することが可能になると考えている。また、市民の皆さんにも、「このあたりで、こんな動物、植物を見かけた」という情報を提供していただきたいと考えている。

(内藤会長) 杵本委員が言う調査は、いつ、誰が行った調査なのか。

(杵本委員) 京都市が外部に委託した調査だったと思う。かなり厚い冊子が残されている。

(石野委員) 京都府では、平成 14 年に府域全域で絶滅が危惧される種をリストアップした「レッドデータブック」を作成した。京都府内には、約 1 万種が生息しており、絶滅寸前種、絶滅危惧種を合わせて 880 種が危機的な状況にあることが判明した。この 2～3 年で、その「レッドデータブック」の見直しを行っている。また、京都固有の種を守ることを目的に「種の保存条例」を制定し、京都府の希少種 25 種を指定し、それらの保護に取り組んでいる。行政のみではなく、地域住民による保全団体を認定し、その保全団体と一緒に計画を作成して、保護活動を行う仕組みを条例に組み込んでいる。カナダの「スチュワードシップ制度」を参考にした。

(臼居部長) 京都市内の絶滅危惧種は非常に大事だが、身近に生息する動植物も含めて、市民の皆さんに生物保全活動に参加いただきたいと考えている。

(内藤会長) この審議会に「生物多様性保全検討部会」を設置して、京都市の生物多様性保全について検討していただきたいと考えている。審議会規則第 3 条第 4 項で部会長は会長が指名することになっている。そこで湯本委員に部会長をお願いしたい。

(湯本委員) お引き受けする。部会で何をするのかは、いずれ検討させていただくが、我々の消費活動が生物多様性にどのような影響を与えるかなど、市民目線で取り組みたい。

(内藤会長) 部会の構成員については、湯本部会長と私が事務局と協議しながら決定し、後日お知らせする。

(2) 京の環境共生推進計画評価検討部会における検討結果について

- ・京の環境共生推進計画評価検討部会の小幡部会長から資料 2-1, 2-2 について説明

(内藤会長) 資料 2-1, 2-2 は様々な分野に関連している。各委員から、御意見をいただきたい。

(松井委員) 資料 2-2, 12～13 ページに基準値の達成率という形で指標が整理されている。これらの達成率の分母は測定点か、それとも測定箇所数か。

(臼居部長) 測定箇所数と理解していただきたい。

(松井委員) 大気、水質、土壌であれ、パーセントを示すのであれば分母が何であるか重要になる。そうでないと、例えば、達成率 70～90%であれば、京都市の人口の 70～90%が基準を満たしているという誤解を招く。

騒音については、京都市の保全基準は非常に甘い。騒音の生涯死亡リスクは、各種公害の中でもトップとなっており、基準を見直すべきと思われる。また、健康への影響に地域差を認めるような騒音の基準値を設定するというのは、憲法の平等原則にも抵触する。いかがなものかと思われる。

また、14 ページの公害苦情についてだが、これも誤解を招く図表になっている。自治体に届いた件数だけであり、京都府警に寄せられた苦情件数が全く入っていない。京都府警に

おいて集計されたデータがあり、両方を併記、あるいは合計したものを表記すべきである。
(臼居部長) 今後、各委員から御教示いただきながら検討していきたい。公害苦情についても、
京都府警のデータを加えるか否かについても課題として検討していく。

(内藤会長) 指標について詳細な検討は京の環境共生推進計画評価検討部会で行っていただける
のか。

(小幡部会長) 市環境保全基準を変更することになるので審議会でやることになるかと考える。

(内藤会長) では、原案を出していただき、審議会で検討することになる。

(臼居部長) 市保全基準を大きく変更することは難しいので、環境指標の進捗報告の表記を変える
ようにしたい。

(笠原委員) 国における環境基準がある一方、京都市も独自の環境基準を持っている。結果の表
記については、国の環境基準と比較して京都市の環境基準がどの程度厳しいのかを記載する
ことが必要。

また、資料 2-2 の 19 ページの使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量についてである
が、平成 23 年度において 195,512 リットルとなっているが、京都市で使用されているてん
ぷら油の総量に対して何パーセントか。その情報がないと、京都市の努力の程度がわからな
い。

(3) 京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

- ・事務局から資料 3 について説明
- ・資料 3 については意見等なし

(4) その他

(内藤会長) 資料 3 についての特段の意見がなければ、先の資料 1、資料 2-1、2-2 に関し
ての意見はないか。

(浅岡委員) 資料 2-1 の取組が進まなかった項目に民生・家庭部門の二酸化炭素排出量が挙げ
られているが、資料 2-2 の図 1.10 の住宅の課税床面積当たりの二酸化炭素排出量を見ると
下降傾向にあり、努力していることが明らかである。二酸化炭素排出量の評価方法や今後
の対策について再検討すべきかもしれない。

資料 2-2 の 8 ページの図 1.15 に太陽光発電設備の発電出力が示されているが、これは
京都市内の全施設の発電量を把握できているのか。また、二酸化炭素排出量と再生可能エネ
ルギーの導入とを合わせた評価を行い、再生可能エネルギー導入による効果を示すことも必
要ではないか。京都市の補助件数も大事だが、今後は太陽光発電の稼働状況なども把握する
ことが重要と思われる。

(馬屋原地球温暖化対策室長) 東日本大震災以降、エネルギーに関する状況が変化している。地
球温暖化対策計画の今までの評価方法、目標数値などを整理し、本市の「エネルギー政策推
進のための戦略」の策定と地球温暖化対策計画の見直しについて検討していこうと考えてい
る。

(塩路委員) 前回と同じ指摘だが、二酸化炭素排出量については、排出量原単位に依存すること
でもあり、もう少しわかりやすい指標が必要と考える。

(内藤会長) 太陽光発電設備の発電出力の集計方法等についてはいかがか。

(馬屋原室長) 太陽光発電設備の発電出力については、数字を把握しにくい。最もわかりやすいのは 8 ページの住宅用太陽光発電システムの助成件数であり、補助金の申請から件数、発電量は把握できる。太陽エネルギー普及促進に関する数値については、関西電力から確認した数値を基に算出している。

(塩路委員) 大気汚染に係る二酸化窒素の基準達成状況に関して、自排局での達成が 40%である。国の基準では 100%達成しているが、先程、笠原先生に御指摘いただいたとおり、京都市が設定した基準は国よりも厳しいので、40%という結果となっており、その点の補足説明が必要と思われる。

もう 1 点、資料 2-1 の 1 ページ目の長期目標 1 の課題について「エコ学区等において地域ぐるみでの省エネ活動の促進」とあるが、エコ学区では、既に省エネ活動に取り組まれている。むしろエコ学区の拡大や、エコ学区以外の地域に省エネ活動を推進するのが効果的ではないのか。エコ学区等において省エネ活動をさらに促進するというのは、どう解釈したらいいのか。

また、ライフスタイルの転換について、例えば、省エネ家電に買い替える場合はソフト面とハード面のどちらの取組になるのか。

(馬屋原室長) エコ学区については、平成 23～24 年の 2 年間で山科区全学区をはじめとして、全 14 学区・支所をモデル学区に指定して省エネなどに取り組んでいただいた。来年度から 3 年間で、京都市内の全 222 学区においてエコ学区の取組を拡大し、この 2 年間のノウハウを普及したいと考えている。

ハード面について、地球温暖化対策計画には、環境産業の振興につながる取組がある。京都では、環境技術を持った企業と大学の産学連携が非常に活発に行われている。また、本市の産業振興を所管する部署が補助金等、産学連携の支援をしている。環境産業の振興という面での地球温暖化対策、また環境に寄与する部材、製品の開発や製造の支援について取り組んでいきたいと考えている。

(塩路委員) エコ学区の取組の普及・拡大については了解したが、この資料では、そのように読み取れない。

(内藤会長) 読み取れるように修正していただきたい。

(村瀬委員) エコ学区は、重要である。私の住む学区で取り組んだ当初は、面倒だという意見もあったが、取組を進めるに従い、エコ活動は必要なものだ意識が変わった。エコドライブをするため、運転に気を配るようになった。また、ごみの減量においても、黄色い有料指定袋の中に紙を入れないことを徹底した結果、ごみの量が随分、減少した。こうした身近なことを全学区で行えば、相当な効果が出るのではないかなと思う。

(杵本委員) 課題に加えていただきたいのが、住宅のエコ改修である。住宅のエコ改修は費用面において個人の努力では困難なので、それができる社会的な仕組みをつくり、推進することが必要である。そういった内容を課題に加えると、ソフト面だけではない民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減につながるのではないかな。

(浅岡委員) 資料 2-1 は今後、どのように使うものか。広く知ってもらうためには、もう少し、色々と書き加えるべきではないかな。

(内藤会長) いずれ報告書としてまとめられるのか。

(山田計画調整担当課長) これらの資料を踏まえて環境レポートを作成した。資料 2－1 は、審議会に報告するために作成したものである。いただいた御意見を踏まえ、来年度以降、できるだけ分かりやすい資料としていきたい。

(笠原委員) 2011 年 10 月から 2012 年 3 月までの半年分のデータと、それ以降の 2012 年 4 月から 9 月までの半年間の節電効果は、やはり違う。節減の意識が、薄れてきている。また、節電効果が十数パーセントというのは、東北地方と関東地方のみである。東北地方から離れるほど節電意識は薄くなっている。2013 年度の新しいデータが公表されると、節電の量は、もっと減るのではないかと危惧している。

また、先程からの話の感想だが、電気の排出係数は、東日本大震災以後、極端に上昇している。関西電力は原子力発電所を平成 24 年 7 月から稼働しているので、排出係数の上がり方は小さい。原子力発電所の稼働状況によって電気の排出係数は大きく変動する。その地域特有の電気の排出係数を使っていることに注意しておかなければ、二酸化炭素排出量削減の効果が見られないかもしれない。

(事務局) 本審議会の各委員の任期は 6 月 30 日までである。次期審議会については今後、改めて相談させていただく。

5 閉会